

## 金ケ崎町ふるさと応援寄附（納税）返礼品提供事業者募集要領

令和5年1月10日制定

令和5年5月8日一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、ふるさと応援寄附（納税）制度を活用し、金ケ崎町（以下「町」という。）に寄附をいただいた町外在住の寄附者に対し、町内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、そのお礼品として商品又はサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）の募集について必要な事項を定めるものとする。

(返礼品提供事業者の要件)

第2 返礼品提供事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 町内に事業所本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかを有する法人、団体又は個人事業主であること。ただし、第3第1項第1号に規定する返礼品を取り扱う事業者等についてはこの限りでない。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 町又は返礼品の受発注業務等を行う委託事業者（以下「委託事業者」という。）と返礼品提供事業者の間において、電子メールが送受信可能なインターネット又は電話、FAXを使用できる環境を有し、迅速な連絡体制が確保できること。
- (6) 自社以外の返礼品を組み合わせたセット返礼品を出品する事業者は、自社以外から調達する返礼品も含めて発送・管理等の責任を負うことができること。

(返礼品の要件)

第3 返礼品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準(以下「地場産品基準」という。)に適合するものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、町のふるさと応援寄附(納税)の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (4) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、季節限定及び期間限定商品は提供可能期間内において安定供給が見込めるものであること。
- (5) 発注後、速やかに発送できるものであること。ただし、あらかじめ提供期間を示す場合はこの限りでない。
- (6) 飲食物については、出荷後から適切な賞味期限が保証されるものであること。
- (7) 宿泊施設・サービスの利用券等については、町内で提供されるものに限るとともに、利用期限のあるものについては、原則として発行日から 6 カ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するのはこの限りではない。
- (8) キャラクター等を使用する場合、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (9) 町が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること(原則として無償)。
- (10) 町ふるさと応援寄附(納税)関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報(返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等)を提供可能であること。

(返礼品提供事業者の責務)

第 4 返礼品提供事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本要領及び各種法令等を遵守すること。
- (2) 登録した返礼品の変更・廃止を希望する場合は、速やかに町の承認を得ること。
- (3) 町が行う返礼品の原材料や製造等の確認・調査に誠実に協力すること。
- (4) 町が行うふるさと応援寄附(納税)の PR に協力すること。

(登録申請書類)

第5 返礼品の提供に当たっては、次の事項に該当する申請書等に必要事項を記入し提出しなければならない。

(1) 返礼品の登録を初めて行う返礼品提供事業者は、町に金ヶ崎町ふるさと応援寄附事業者登録申込書(様式1)、誓約書(様式2)及び第2第1項第2号の事業実態を確認できる書類を提出する。

(2) 新規又は追加で返礼品の登録を希望する事業者は、町に返礼品企画提案申込書(様式3)を提出する。

(3) その他町長が必要とする書類。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、返礼品提供事業者及び返礼品の登録の可否を決定するものとする。

(返礼品登録の解除)

第6 次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止する。

(1) 返礼品提供事業者が、町に登録解除を申し出たとき。

(2) 返礼品提供事業者又は返礼品が第3「返礼品の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。

(3) 国が定めるふるさと応援寄附(納税)制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

(4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。

(5) 登録内容に虚偽があったとき。

(6) 町又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

(7) 寄附者からの申込みが他の返礼品と比較して極端に少なく、需要が見込めないと町が判断したとき。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

平成31年4月1日総務省告示第179号第5条

<p>法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に規定する総務大臣が定める基準は，地方団体が提供する返礼品等が，次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。</p>	
第1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
第2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること
第3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造，加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより，相応の付加価値が生じているものであること。
第4号	返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第8号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって，近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上混在することが避けられない場合に限る。）であること。
第5号	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ，オリジナルグッズその他これらに類するものであって，形状名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
第6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものを合わせて提供するものであって，当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
第7号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって，当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
第8号	次のいずれかに該当する返礼品等であること。 イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいれかに該当するものを共通の返礼品等とす

	<p>るもの</p> <p>ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの</p> <p>ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの</p>
第9号	<p>震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。</p>